

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 遺産の預金の名義変更

**Q**：先月、父が死亡しました。父が遺した預金の名義変更をしたいのですが、手続きの方法を教えてください。

**A**：相続に係る依頼書、遺産分割協議書等を銀行に提出して、手続きします。

### 【解説】

預金は、死亡確認されないうちの引出しには問題ないのですが、いったん死亡確認されると絶対に、といていいほど引出せなくなってしまいます。新聞などの情報により預金者の死亡を確認すると、銀行は、それ以後の取引を行ってはならないことになっており、関係帳簿類に「相続手続中」の表示をつけます。

遺産分割の際、相続人間での争いがしばしばおきますから、銀行は、あとあとのめんどろを考え、念には念を入れて、名義変更の手続きをします。

具体的な提出書類は、銀行により多少異なりますが、次のような書類を提出することになります。

- (1)相続に係る依頼書
- (2)遺産分割協議書又は審議書・決定書
- (3)相続人全員の戸籍謄本
- (4)遺言があるときは遺言書の写し
- (5)遺言執行者選任の審判があるときは審判書
- (6)各人の印鑑証明書

